

外国人留学生受入環境整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、福島県からの委託事業「令和元年度外国人留学生受入環境整備事業」について、外国人留学生受入環境整備事業交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会とする。

第3 助成金の算定

1 助成金申請額の算定方法

要綱別表1に定める対象経費について、同表に定める基準額と、対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に助成率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、要綱別表1に掲げるとおりとする。
- (2) 次に掲げるものに該当する経費は、助成対象経費とはならない。
 - ア 助成対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
 - イ 他からの転用が可能と認められる機器等
 - ウ 助成事業者との打ち合わせ等に要する経費
 - エ 敷金等の後日返還される経費

第4 交付申請書の提出

助成金の交付申請に当たって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他一般社団法人福島県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の3月1日までを終期として行うものとする。

(1) 要綱別表1に係る申請

- ア 日本語学校及び介護福祉士養成校の在学証明書
- イ 学費の領収書等の支払いを証明できる書類の写し等
- ウ 居住費などの生活費に係る領収書の写し等
- エ 就職準備金にあたっては、採用通知書の写し等

第5 実績報告

実績報告に当たって、要綱第8条第1項第3号に規定するその他会長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

(1) 要綱別表1に係る実績報告

- ア 助成を行ったことが確認できる書類の写し等

第6 留意事項

介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等する場合は、契約書等を取り交わし、返還免除に関する規定及び返還免除できる介護施設等での勤務年数などの条件を満たさなくなった場合の施設への返還に関する規定を盛り込むこと。

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。